

ヘルプマーク を配布します！

ヘルプマークとは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方（義足や人工関節を使用している方・内部障がいのある方・難病の方・妊娠初期の方等）が手荷物等につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークです。

村では、7月よりヘルプマークの配布を開始しました。ご希望の方は役場福祉介護課窓口にお越しください。（ヘルプカードも引き続き配布しています。）

※ヘルプカードとは、援助等を受けるときに必要な情報を記載するカードです。



※実際は赤色です

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

【配布対象】美浦村に住所を有する方で、身体・知的・精神・発達障がい等のある方、その他何らかの理由により支援や配慮を必要としている方（障害者手帳等の有無は問いません。）

【配布場所】役場1階 福祉介護課（③番窓口）

【配布個数】配布対象者1人につき、ヘルプマーク1個・ヘルプカード1枚

【問合せ】役場福祉介護課 ☎029-885-0340 (内) 111・112



現況届・所得状況届を出しましょう

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◎児童扶養手当とは…

離婚・死亡・遺棄等の理由で、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◎特別児童扶養手当とは…

精神、知的または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

※それぞれ所得制限等の支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。



「現況届」「所得状況届」をお忘れなく！！

すでに認定を受けている方も、毎年8月末日までに「現況届（児童扶養手当受給者）」「所得状況届（特別児童扶養手当受給者）」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。

これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方（支給停止者を含む）を対象に、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて下記の窓口提出してください。

- 問合せ・窓口 児童扶養手当：教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 232
特別児童扶養手当：役場福祉介護課 ☎029-885-0340 (内) 111・112